

道州制特別区域基本方針の一部変更について

〔 令和 8 年 2 月 日 〕
〔 閣 議 決 定 案 〕

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）の一部を次のように変更する。

3. （2）中「令和 2 年度」を「令和 7 年度」に、「令和 8 年 3 月 31 日までの 19 年間」を「令和 13 年 3 月 31 日までの 24 年間」に改める。

別表 1 第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号をそれぞれ別紙 1 のように改める。

別表 2 第 4 号、第 11 号及び第 13 号をそれぞれ別紙 2 のように改める。

別表 3 第 1 号、第 8 号、第 10 号及び第 14 号をそれぞれ別紙 3 のように改める。

別紙 1

番号	1
事務・事業の名称	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定 2 生活保護法第 49 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る指定の更新 3 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理 4 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し 5 生活保護法第 55 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る告示 6 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理 7 生活保護法施行規則第 10 条第 3 項の規定による 1 の病院等に係る指定の更新の申請書の受理 8 生活保護法施行規則第 14 条第 4 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理 9 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	2
事務・事業の名称	生活保護法第54条の2第1項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第54条の2第1項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第24条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定 2 生活保護法第54条の2第5項の規定において準用する同法第50条の2の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理 3 生活保護法第54条の2第5項の規定において準用する同法第51条第2項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し 4 生活保護法第55条の3の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示 5 生活保護法施行規則第10条の6第1項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理 6 生活保護法施行規則第14条第4項に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理 7 生活保護法施行規則第15条に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	6
事務・事業の名称	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、国土交通大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可 2 水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理 3 水道法第 7 条第 3 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理 4 水道法第 9 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与 5 水道法第 10 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可 6 水道法第 10 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理 7 水道法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可 8 水道法第 11 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理 9 水道法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理 10 水道法第 14 条第 5 項の規定による 1 の認可に係る料金の変更の届出の受理 11 水道法第 14 条第 6 項及び第 7 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可 12 水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術

	<p>上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</p> <p>20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更</p> <p>21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）間 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超える水道用水供給事業者との間 <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一</p>
--	---

	<p>の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。)及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業(給水人口が5万人を超えるものに限る。)に関するものは、引き続き国土交通大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	7
事務・事業の名称	水道法施行令第 14 条第 2 項及び第 4 項に規定する水道法の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 2 項に規定する水道用水供給事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第 5 項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、国土交通大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第 26 条の規定による水道用水供給事業の認可 2 水道法第 27 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理 3 水道法第 27 条第 3 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理 4 水道法第 29 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与 5 水道法第 30 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可 6 水道法第 30 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理 7 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可 8 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理 9 水道法第 31 条において準用する同法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理 10 水道法第 31 条において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理 11 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し 12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要

	<p>求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m³ を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超えるものに関するもの、18 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1 日最大給水量の合計が 125 万 m³ を超える 2 以上の水道用水供給事業者間 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超える水道用水供給事業者との間 <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業（1 日最大給水量が 2 万 5 千 m³ を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き国土交通大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	国土交通省

別紙 2

番号	4
措置の名称	廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正等
措置の内容	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 1 条に規定する最終処分場に係る技術上の基準について、積雪寒冷地等の気象条件を考慮した排水処理設備の構造等に係る基準を追加するため、平成 22 年度に同令を改正した。</p> <p>また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するため、平成 20 年度から平成 21 年度まで、「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施した。</p>
関係省庁	環境省

番号	11
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。第2次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。第3次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。第5次一括法）を始めとした累次の地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和8年通常国会に提出することを予定している。</p>
関係省庁	内閣府、総務省

番号	13
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	<p>地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 410 号）の施行により、普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した。</p> <p>また、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 322 号）の施行により、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を追加した。</p> <p>さらに、普通地方公共団体が私人に収納の事務を委託することができる歳入については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行により、原則、全ての歳入等に拡大した。</p>
関係省庁	総務省

別紙 3

番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	<p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <p>1）両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること</p> <p>2）両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する森林経営計画を認定する要件とすることが可能である旨、各都道府県林務担当部長宛てに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	農林水産省

番号	8
措置の名称	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
措置の内容	<p>「コミュニティハウス」事業を推進するため、各都道府県知事宛てに「コミュニティハウス」事業の推進について（平成 21 年 5 月 11 日付け社援発第 0511002 号厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、地域福祉及び雇用対策を推進する施策を検討するに当たっては、同事業及び「フレキシブル支援センター」構想を参考にするよう、周知している。（※）</p> <p>（※）「フレキシブル支援センター」の構想は、平成 21 年 2 月 6 日の緊急雇用・経済対策実施本部会合において雇用対策事業例として示されており、「コミュニティハウス」は、この「フレキシブル支援センター」の先行事例として紹介されている。</p>
関係省庁	内閣府、厚生労働省

番号	10
措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
措置の内容	<p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第2条に規定する郵便局における事務の取扱いについて、地方公共団体は、指定した郵便局において6つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができるほか、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書について、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる旨、各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長宛てに「郵便局の活用が可能な地方公共団体事務について」（平成23年3月30日付け総行経第10号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）を発出し、周知した。</p> <p>また、郵便局事務取扱法に基づき地方公共団体が指定した郵便局に取り扱わせることができる事務として、令和3年度に電子証明書の発行・更新等に係る事務並びに転出届の受付、転出証明書の引渡し及び印鑑登録の廃止申請の受付が、令和5年度に個人番号カードの交付の申請の受付等が追加されており、それぞれ、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の公布について（通知）」（令和3年5月19日付け総行住第67号・総行マ第13号・総行経第27号総務省自治行政局長通知）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正について（通知）」（令和3年5月26日付け総行経第29号総務省自治行政局長通知）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和5年6月9日付け総行住第58号・総行マ第84号・総行経第8号総務省自治行政局長通知）を発出し、周知した。</p>
関係省庁	総務省

番号	14
措置の名称	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等
措置の内容	<p>平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聴くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べることができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報共有規定）が措置済みである旨、北海道環境生活部長宛てに「特定非営利活動促進法における国税庁との連携について」（平成 24 年 3 月 30 日付け府市第 192 号内閣府大臣官房市民活動促進課長通知）を发出し、周知している。</p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、所要の地方財政措置が講じられている。</p>
関係省庁	内閣府、国税庁